

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）

都市計画六本木三丁目東地区地区計画を次のように決定する。

名 称	六本木三丁目東地区地区計画	
位 置 ※	港区六本木三丁目地内	
面 積 ※	約 2.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、六本木通りなど中核拠点を連結する幹線道路の交差部に位置し、地下鉄六本木一丁目駅に隣接する交通利便性の高い地区である。周辺市街地との調和に配慮しつつ、駅前ゾーンとして相応しい多様な機能を備えるとともに、歩行者ネットワークと緑豊かな街並みの整備を通じて、駅前拠点に相応しい安全・快適で利便性の高い複合市街地の形成を図る。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<p>1) 道路の整備方針</p> <p>①交差点混雑緩和と迂回交通の整序による幹線道路の交通円滑化に資する道路ネットワークの形成を図るため、地区幹線道路1号及び2号を拡幅整備する。</p> <p>②地区のサービス道路として、区画道路の拡幅整備を行う。</p> <p>2) その他の公共空地の整備方針</p> <p>①新たに整備する六本木一丁目駅西口改札と本地区を結ぶ出入口部分に地下鉄駅前広場を整備し、駅前の滞留空間として賑わいを感じられる快適な歩行者空間の形成を図る。</p> <p>②西側市街地及び今井町地下横断歩道からの鉄道利用者が六本木一丁目駅にアクセスできるよう、本地区の六本木通り側に地下鉄連絡広場を整備する。</p> <p>③西側市街地から駅へのアクセスを改善し、地域の利便性と歩行者の回遊性の向上を図るため、六本木一丁目駅から地下鉄連絡広場につながる地下鉄連絡通路を整備する。</p> <p>④地域の潤いや安らぎの空間として、散策や休息ができる広場1号を計画地の南側に整備する。</p> <p>⑤西側市街地からの視認性を高めるとともに、南北街区の緑と周辺市街地との連携を強化するため、地下鉄連絡広場と連続する緑豊かな広場2号を整備する。</p> <p>⑥安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道状空地を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1) 駅前拠点に相応しい魅力ある複合市街地の形成を図るために、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度を定める。</p> <p>2) 道路等に沿ってゆとりある歩行者空間を創出するため、建築物の壁面の位置の制限を定める。</p> <p>3) 駅周辺の魅力を高め、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>4) 高低差のある地形的な特性を生かした、建築物の配置を行い、南北街区が連携した立体的な歩行者空間を創出するとともに、昇降施設を設置してバリアフリー化を図る。</p>

再開発等促進区	位置	港区六本木三丁目地内					
	面積	約 2.7ha					
	土地利用に関する基本方針※	<p>周辺市街地との調和を図り、六本木一丁目駅前の魅力的な複合市街地を形成するため、交流、業務、商業、居住等の諸機能を配置するとともに、敷地の外周部分に緑豊かなオープンスペースを配置する。</p> <p>また、高低差のある地形的な特性を生かすため、街区を北街区、南街区に区分する。</p> <p>1) 北街区は、地下鉄駅へのゲート空間としての視認性を確保するため、建築物を低層化して開けた空間を創出し、六本木通りに面して商業機能を配置する。</p> <p>2) 南街区は、駅前の拠点性を強化するため、街区の北側に交流、業務、商業機能等を導入する。街区南側には、周辺土地利用との連続性に配慮して居住機能を配置する。</p>					
	主要な公共施設の配置及び規模※	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	地区幹線道路1号	12m	約80m	—	拡幅
			地区幹線道路2号	12m	約190m	—	拡幅
		その他の公共空地	地下鉄駅前広場	—	—	約750㎡	新設
地下鉄連絡広場			—	—	約530㎡	新設 (地上および地下)	
地下鉄連絡通路			5～10m	約170m	—	新設	

地区整備計画	位置	港区六本木三丁目地内					
	面積	約 2.7 ha					
	地区施設の 配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路※	区画道路	7 m	約 170 m	—	一部拡幅
		その他の 公共空地	広場 1 号	—	—	約 1,400 m <sup>2</sup> (ただし、給排気口、階段等 を除く)	新 設
			広場 2 号	—	—	約 1,000 m <sup>2</sup>	新 設
		歩道状空地	4 m	約 250 m	—	新 設	
	建築物等に関する事項	地区の 区分	名称	北街区		南街区	
			面積	約 0.2 ha		約 2.5 ha	
		建築物等の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
建築物の容積率の最高限度※		10 分の 10 ただし、防災備蓄倉庫の用に供する部分を除く。		10 分の 96 ただし、10 分の 10 以上の部分については、住宅、寄宿舎、共同住宅、その他これらに類する用途に供するものとする。			
建築物の容積率の最低限度		10 分の 5		10 分の 60			
建築物の建ぺい率の最高限度※	10 分の 8		10 分の 7				

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	3,000㎡	
		建築物の建築面積の最低限度	200㎡		
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは扉は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号に該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>1) 地下鉄連絡広場又は地下鉄連絡通路に接続する階段、エレベーター及びエスカレーター、それに付属する上屋</p> <p>2) 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要な庇、その他これらに類するもの</p>		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1) 建築物及び工作物の外観の色彩は、港区景観計画の色彩基準に適合し、周辺環境と調和したものとする。</p> <p>2) 建築物及び工作物の形態及び意匠は、港区景観計画に適合し、良好な都市景観の形成に資するものとする。</p>		

※は知事同意事項

- 建築物の容積率の最高限度及び最低限度に係る部分については、次の部分を延べ面積に算入しない。
  - 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
  - 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
  - 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）
- 容積率の最高限度及び最低限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）II3（1）の用途に供する部分を除くことができる。

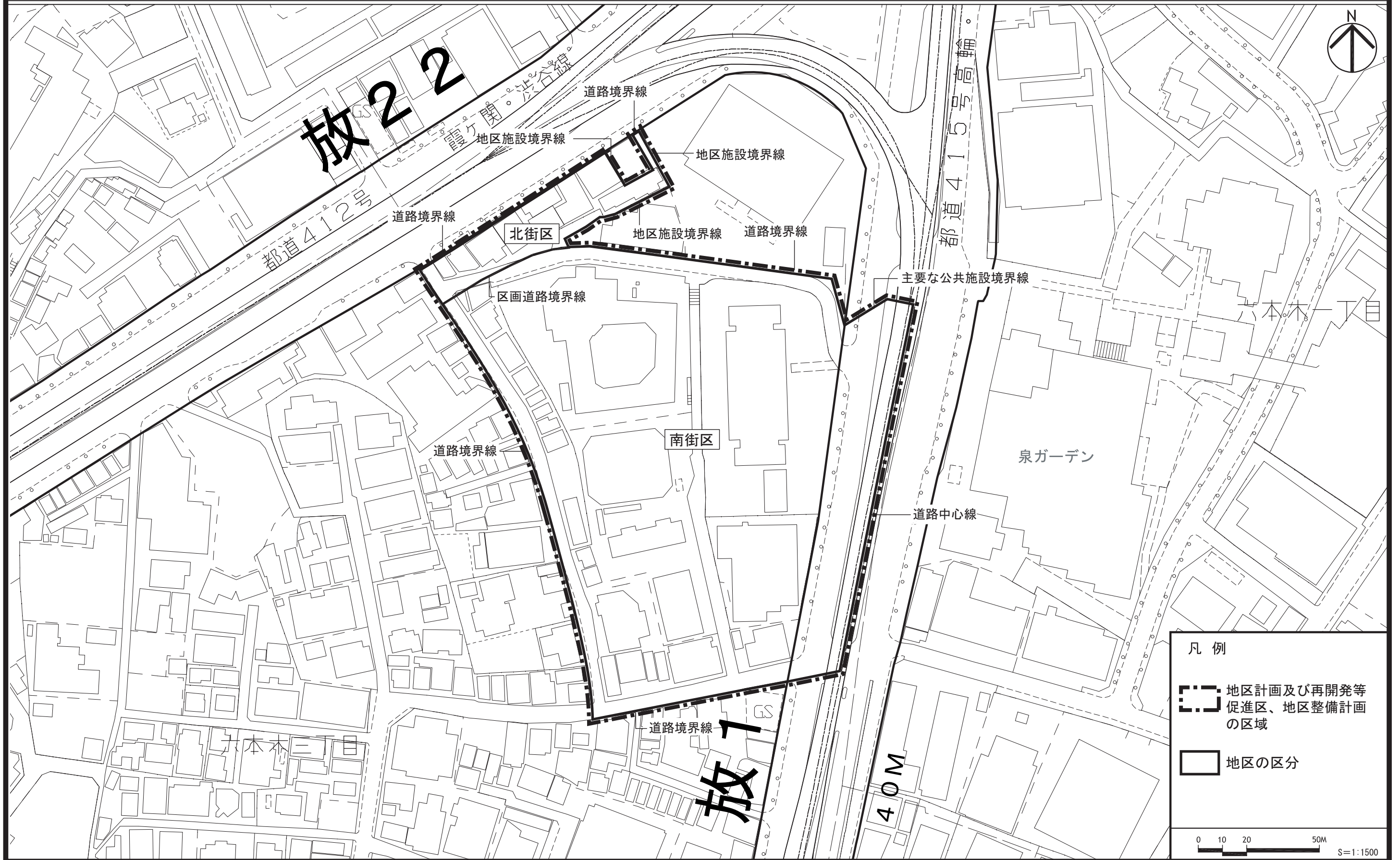
「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分並びに壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由：市街地再開発事業による土地利用転換の動きに併せて、公共施設の整備を図りつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、地区計画を決定する。



東京都市計画地区計画

六本木三丁目東地区地区計画 計画図 1

[港区決定]



凡例

-  地区計画及び再開発等促進区、地区整備計画の区域
-  地区の区分

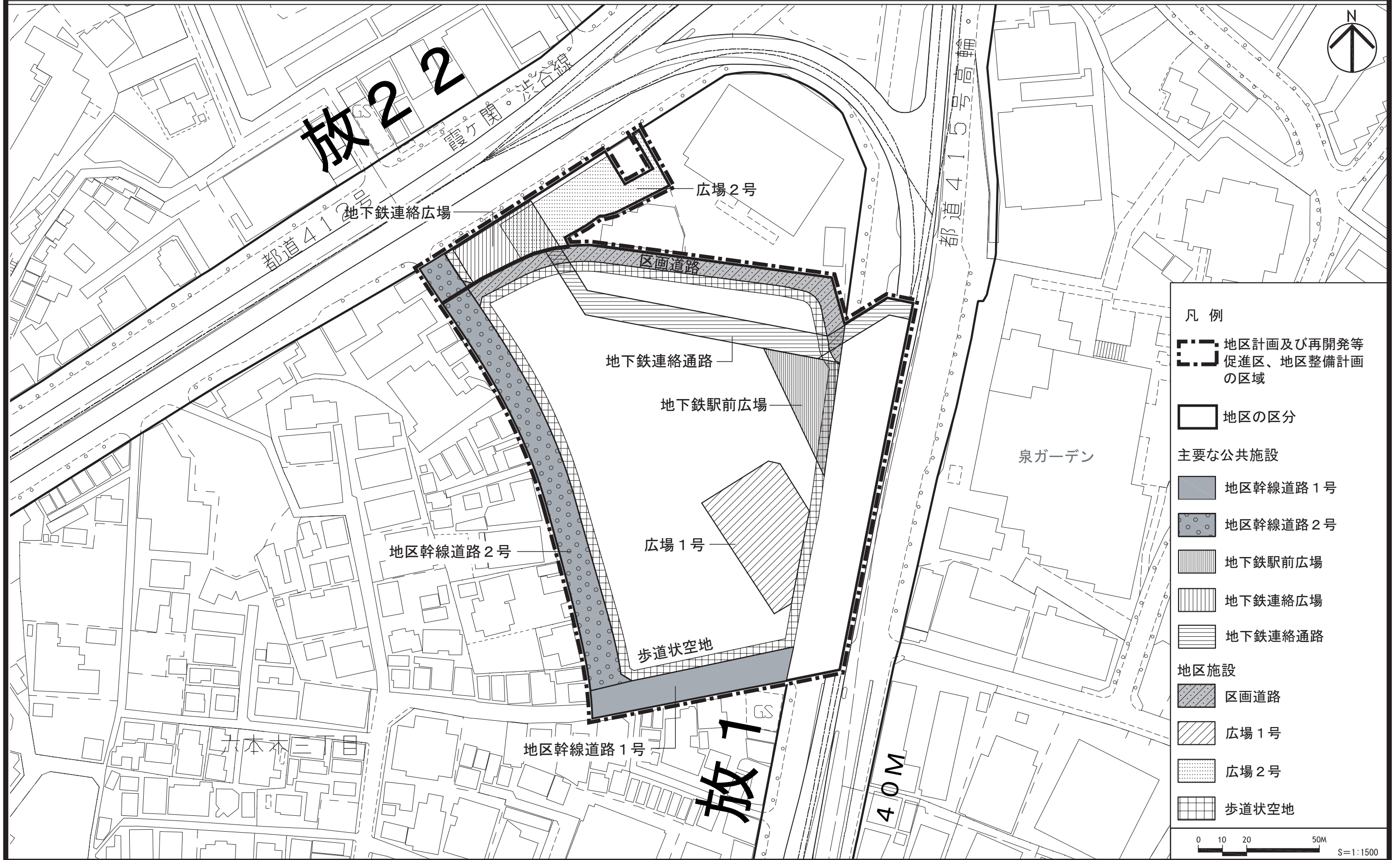


この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有している。  
 (承認番号) [22都市基街測第60号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交第175号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共許第005号-11、平成22年7月27日]

東京都市計画地区計画

六本木三丁目東地区地区計画 計画図 2

[港区決定]



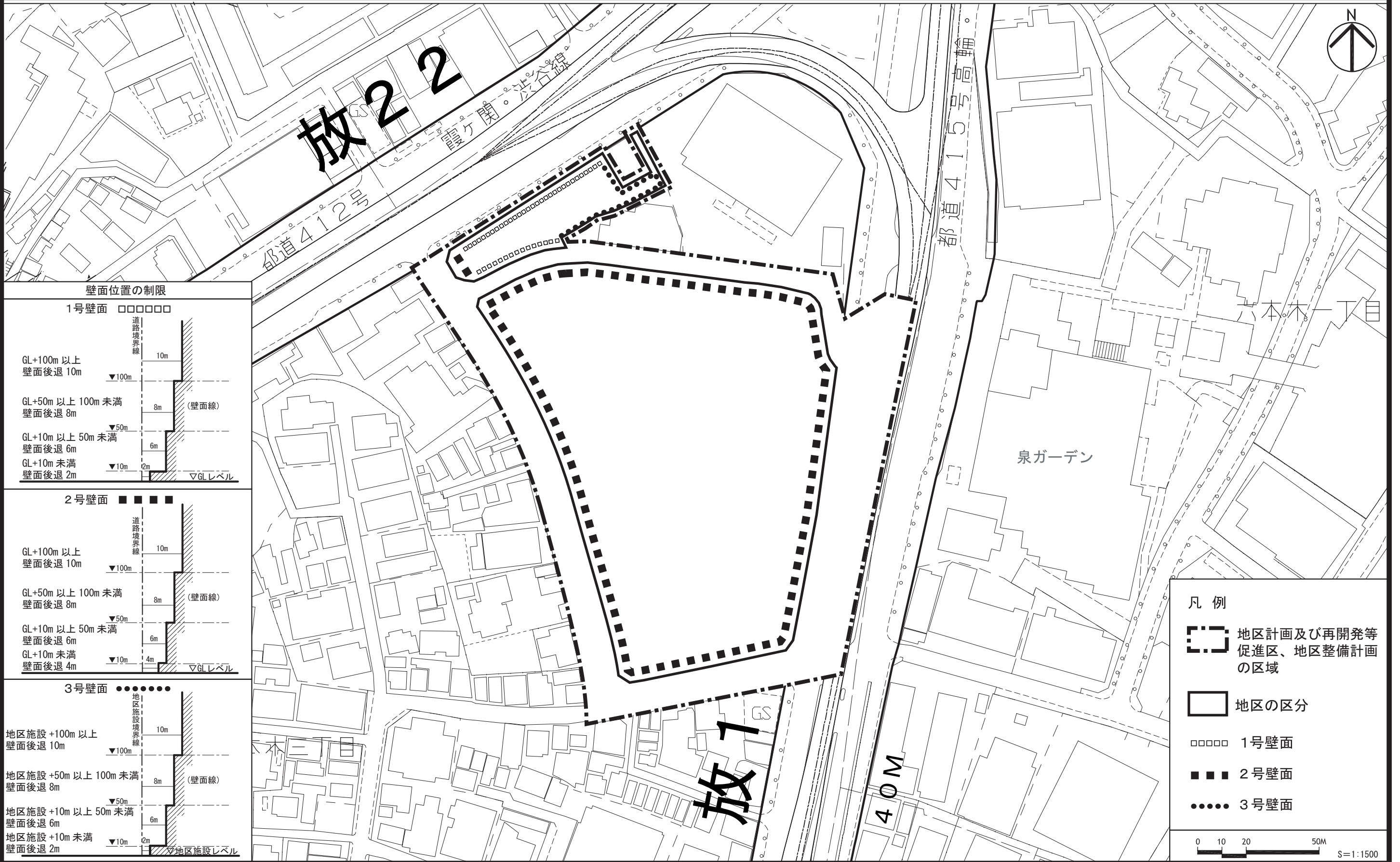
- 凡例
- 地区計画及び再開発等促進区、地区整備計画の区域
  - 地区の区分
  - 主要な公共施設
    - 地区幹線道路1号
    - 地区幹線道路2号
    - 地下鉄駅前広場
    - 地下鉄連絡広場
    - 地下鉄連絡通路
  - 地区施設
    - 区画道路
    - 広場1号
    - 広場2号
    - 歩道状空地

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有している。  
 (承認番号) [22都市基街測第60号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交第175号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共許第005号-11、平成22年7月27日]

東京都市計画地区計画

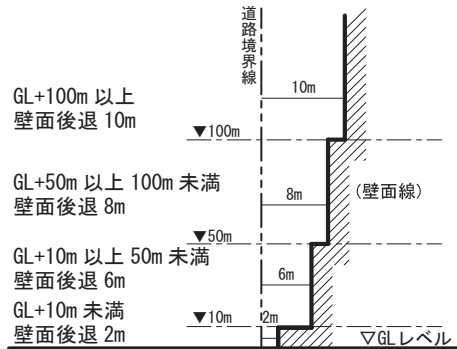
六本木三丁目東地区地区計画 計画図3

[港区決定]

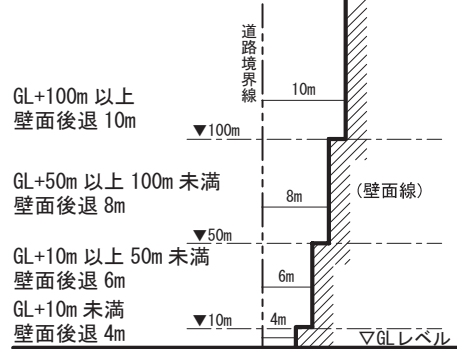


壁面位置の制限

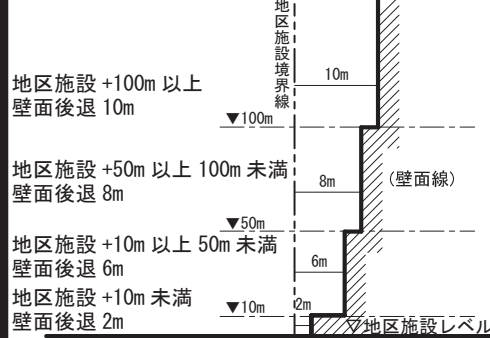
1号壁面 □□□□□□



2号壁面 ■■■■■■



3号壁面 ●●●●●●



凡例

- 地区計画及び再開発等促進区、地区整備計画の区域
- 地区の区分
- 1号壁面
- 2号壁面
- 3号壁面



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有している。(承認番号) [22都市基街測第60号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交第175号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共許第005号-11、平成22年7月27日]